

≡ 概要版 ≡

令和6年度 「取引実態調査」 (第19回)

結果報告書

令和8年2月

全国米穀販売事業共済協同組合

はじめに

全米販の組合員は米穀卸売業者として、米穀の安全や品質を確保し、消費者から信頼される製品を提供するよう取り組んでいます。その一環として、取引先との透明性・公正性・合理性ある取引を実現し、「不公正と思われる取引」の是正を図ることを目的として、全米販では、平成18年度より「取引実態調査」を実施し、その結果を以って、監督官庁である農林水産省をはじめ、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁のほか、量販店、ホームセンター、ドラッグストア等の取引先関連団体に対して、不公正と思われる取引の是正を求めてまいりました。今回で19回目を迎えます。

「不公正と思われる取引」については、コンプライアンスの社会的浸透が進み、組合員と本組合も是正に取り組んでまいりました。さらなる是正を進めるためには何よりも継続した粘り強い取り組みが必要であると考えております。

今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

令和8年2月

全国米穀販売事業共済協同組合

I 調査方法等

1. 調査実施時期 令和7年7月

2. 調査方法 組合員卸への郵送によるアンケート調査

3. 回収結果	<今回調査>	5年度	4年度	3年度
(1) 送付組合員卸数	139卸	141卸	143卸	146卸
(2) 回答組合員卸数	89卸	86卸	101卸	94卸
(3) 回収率	64.0%	61.0%	70.6%	64.4%

4. 集計について

(1) 「販売先の不公正と思われる取引」の調査における「販売先区分」については「販売先区分の定義」(付属資料別紙1 104ページ)による。

(2) 問1～6の調査項目は「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方 第4 優越的地位の濫用となる行為類型」(付属資料別紙2 106～130ページ)による。

(3) 問8および問9の調査項目は「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(付属資料別紙3 132～138ページ)による。

(4) 本調査においては、販売先区分ごとおよび仕入先区分ごとの状況を把握することを目的としている。そのため、各調査項目については、区分ごとに取引のある組合員卸数を集計としており、合計についてはこれらの合算による延数となっている。従って、調査結果の割合はこれら延数に対する割合であり、回答組合員卸数「87卸」に対する割合ではない。

(5) その他留意点

① 当てはまるもの1つを選ぶ設問の回答は、帯グラフで表示している。

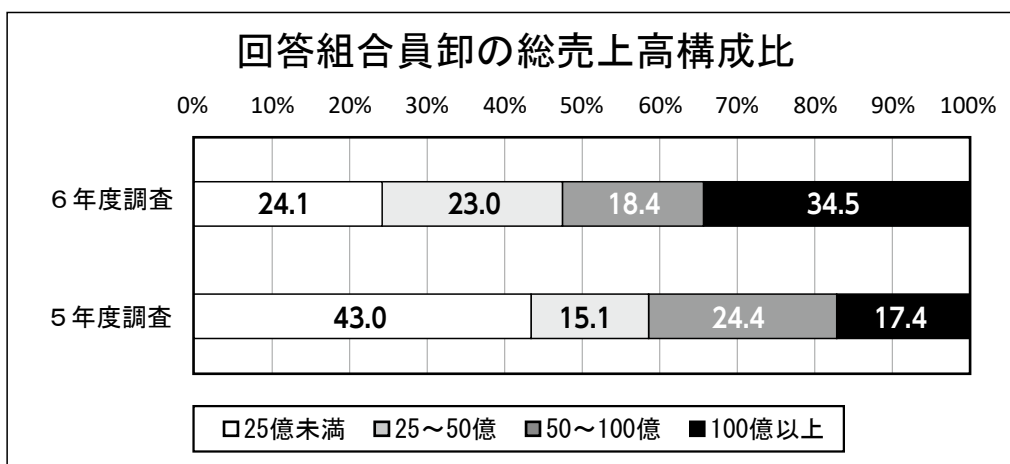
② 複数回答可の設問の回答は、棒グラフで表示している。

③ [販売先区分]の後ろの()は、取引のある組合員卸数である。

④ データテーブルは5年度調査(前回調査)と6年度調査(今回調査)の結果を記載しているが、前回調査、今回調査ともに選択されなかった項目については空欄としている。

⑤ パーセンテージの合計については、ラウンドの関係で100%とならない場合がある。

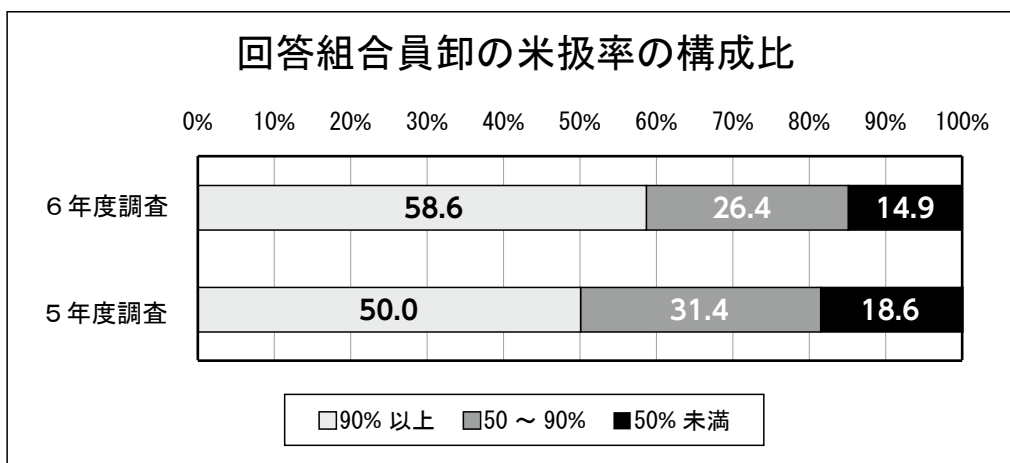
5. 回答組合員卸の総売上高構成比



総売上高データテーブル

	25億未満	25～50億	50～100億	100億以上	合計
6年度調査	21 卸 24.1 %	20 卸 23.0 %	16 卸 18.4 %	30 卸 34.5 %	87 卸
5年度調査	37 卸 43.0 %	13 卸 15.1 %	21 卸 24.4 %	15 卸 17.4 %	86 卸
増減	▲16 卸 ▲18.9 ㊦	7 卸 +7.9 ㊦	▲5 卸 ▲6.0 ㊦	15 卸 +17.0 ㊦	1 卸

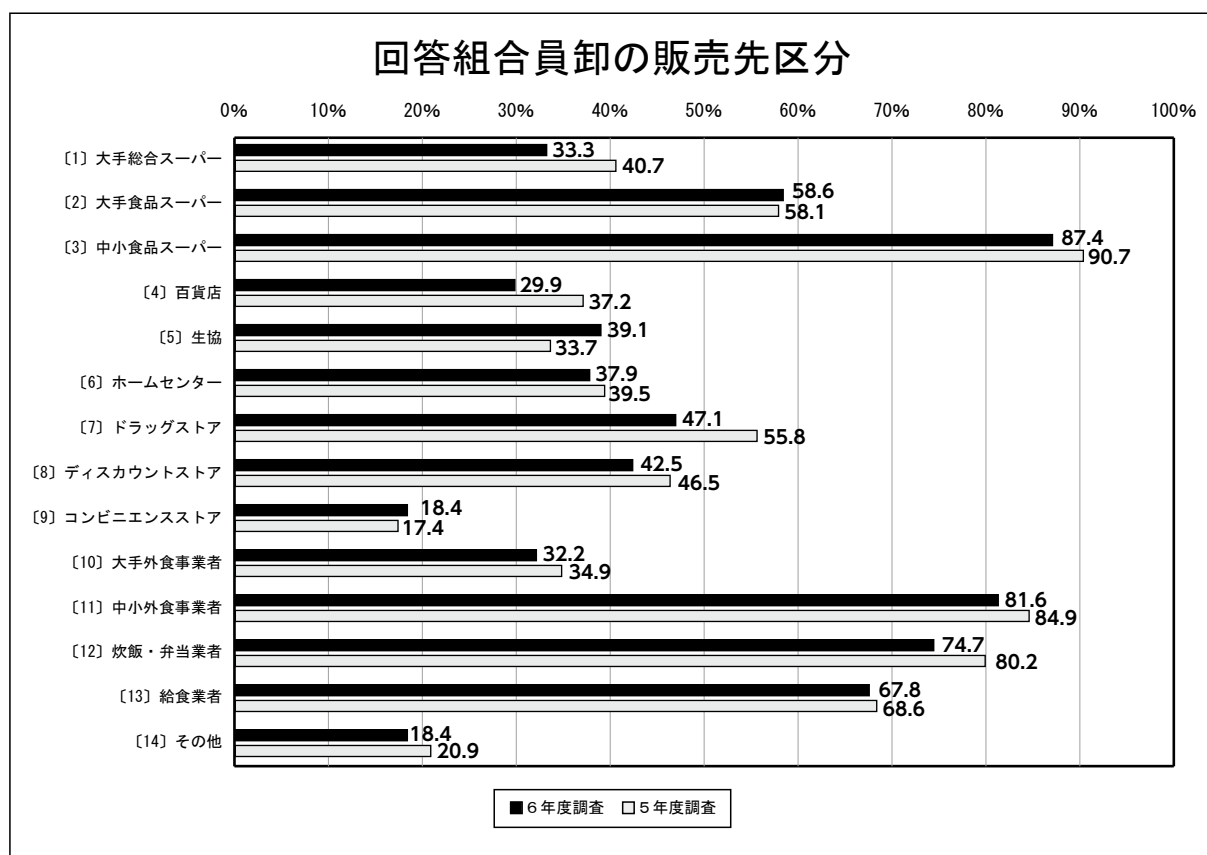
6. 回答組合員卸の米扱率（総売上高に占める米穀売上高の割合）構成比



米扱率データテーブル

	90%以上	50～90%	50%未満	合計
6年度調査	51 卸 58.6 %	23 卸 26.4 %	13 卸 14.9 %	87 卸
5年度調査	43 卸 50.0 %	27 卸 31.4 %	16 卸 18.6 %	86 卸
増減	8 卸 +8.6 ㊦	▲4 卸 ▲5.0 ㊦	▲3 卸 ▲3.7 ㊦	1 卸

7. 回答組合員卸の販売先取引割合



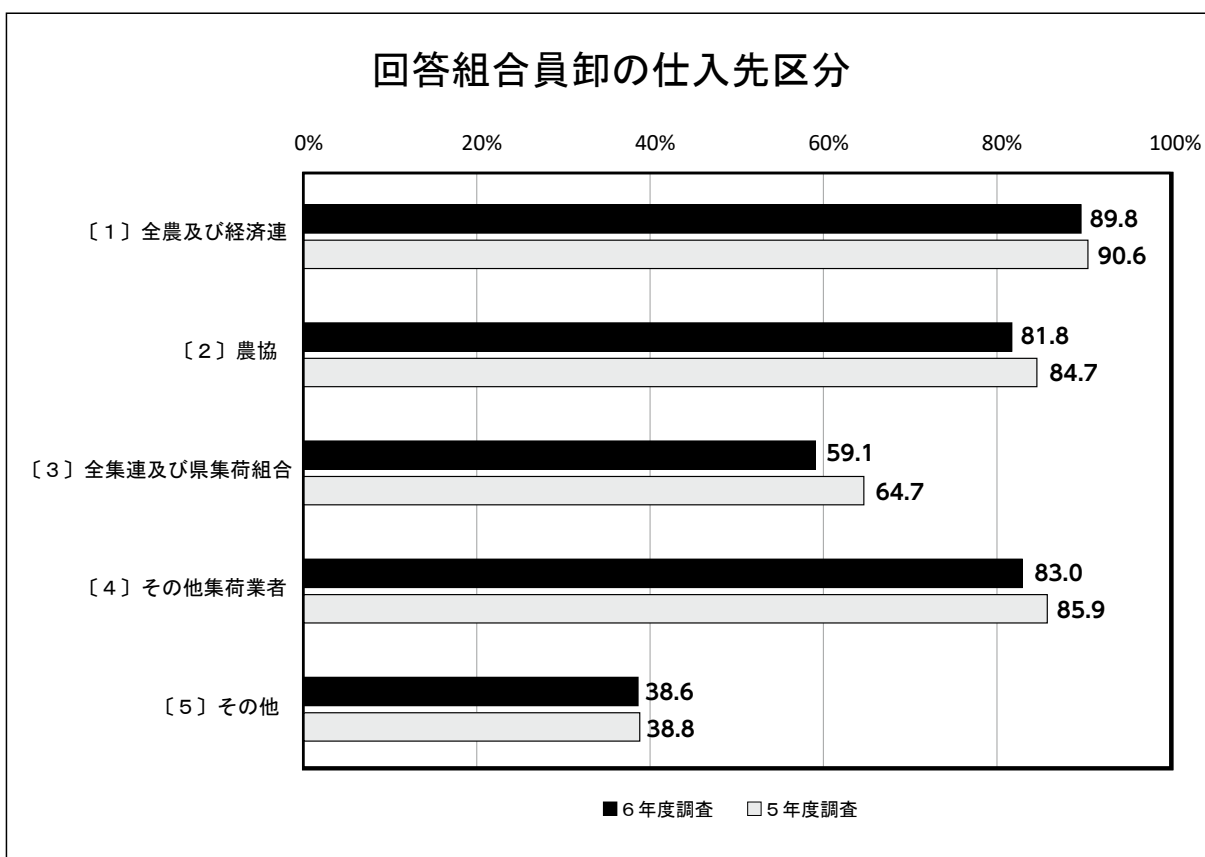
販売先区分 データテーブル

	[1]大手総合スーパー	[2]大手食品スーパー	[3]中小食品スーパー	[4]百貨店	[5]生協	[6]ホームセンター	[7]ドラッグストア	
6年度調査	29卸 33.3%	51卸 58.6%	76卸 87.4%	26卸 29.9%	34卸 39.1%	33卸 37.9%	41卸 47.1%	
5年度調査	35卸 40.7%	50卸 58.1%	78卸 90.7%	32卸 37.2%	29卸 33.7%	34卸 39.5%	48卸 55.8%	
増減	▲6卸 ▲7.4ポイント	+1卸 +0.5ポイント	▲2卸 ▲3.3ポイント	▲6卸 ▲7.3ポイント	+5卸 +5.4ポイント	▲1卸 ▲1.6ポイント	▲7卸 ▲8.7ポイント	

	[8]ディスカウントストア	[9]コンビニエンスストア	[10]大手外食事業者	[11]中小外食事業者	[12]炊飯・弁当業者	[13]給食業者	[14]その他	《回答卸数》合計
6年度調査	37卸 42.5%	16卸 18.4%	28卸 32.2%	71卸 81.6%	65卸 74.7%	59卸 67.8%	16卸 18.4%	87卸
5年度調査	40卸 46.5%	15卸 17.4%	30卸 34.9%	73卸 84.9%	69卸 80.2%	59卸 68.6%	18卸 20.9%	86卸
増減	▲3卸 ▲4.0ポイント	+1卸 +0.9ポイント	▲2卸 ▲2.7ポイント	▲2卸 ▲3.3ポイント	▲4卸 ▲5.5ポイント	±0卸 ▲0.8ポイント	▲2卸 ▲2.5ポイント	1卸

- 最も取引のある販売先区分は、[3] 中小食品スーパー（76卸87.4%（回答組合員卸数（87卸）に対する割合。以下同じ。））であった。
- 以下、[11] 中小外食事業者（71卸81.6%）、[12] 炊飯・弁当業者（65卸74.7%）、[13] 給食業者（59卸67.8%）および [2] 大手食品スーパー（51卸58.6%）の順であった。
- [14] その他の具体的事例は、「米穀小売業」、「米穀卸売業」、「ホテル」、「病院」、「学校」、「介護施設」、「海上自衛隊」であった。

8. 回答組合員卸の仕入先取引割合



仕入先区分 データテーブル

	[1]全農 及び経済連	[2]農協	[3]全集連 及び 県集荷組合	[4]その他 集荷業者	[5]その他	合計
6年度調査	79 卸 89.8 %	72 卸 81.8 %	52 卸 59.1 %	73 卸 83.0 %	34 卸 38.6 %	88 卸
5年度調査	77 卸 90.6 %	72 卸 84.7 %	55 卸 64.7 %	73 卸 85.9 %	33 卸 38.8 %	85 卸
増減	2 卸 ▲0.8 ㊦	±0 卸 ▲2.9 ㊦	▲3 卸 ▲5.6 ㊦	±0 卸 ▲2.9 ㊦	1 卸 ▲0.2 ㊦	3 卸

- 最も取引のある仕入先区分は、〔1〕全農及び経済連（79卸89.8%（回答卸数（88卸）に対する割合。）であった。
- 〔5〕その他の具体的な仕入先は、「生産者」、「生産法人」、「卸間売買」、「仲介業者」であった。

Ⅱ 調査結果取りまとめ

[1] 販売編

販売先の不公正と思われる取引について

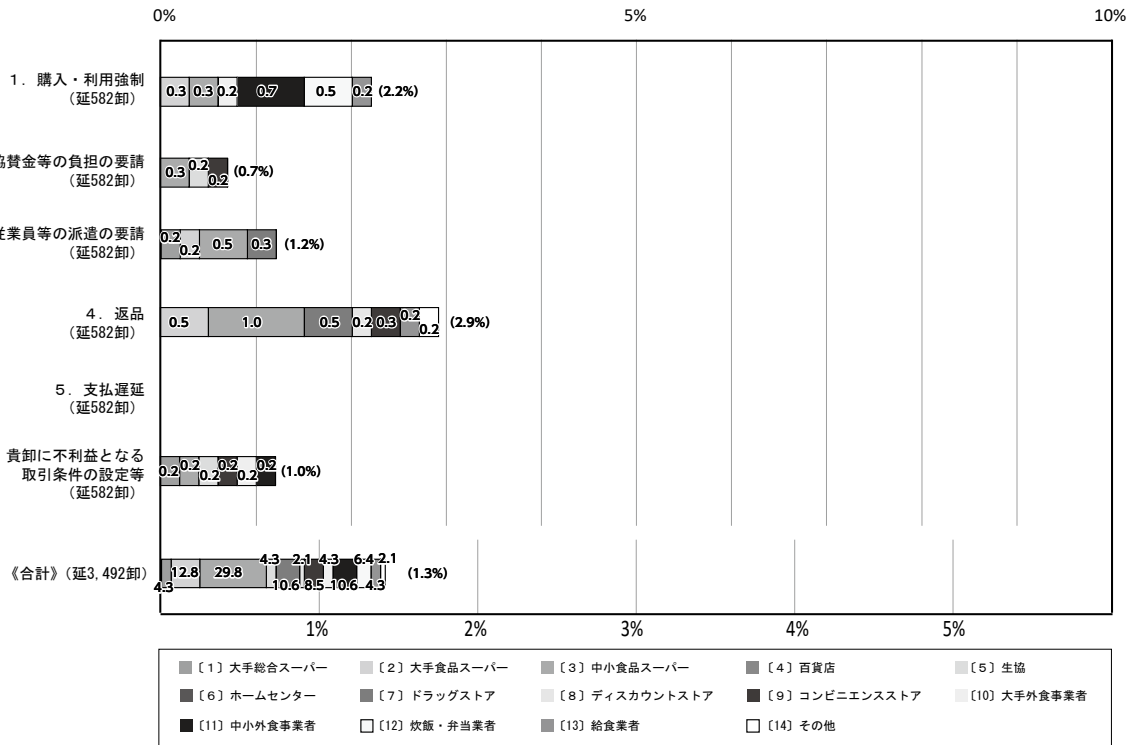
- 「販売先の不公正と思われる取引」が「存在する」と回答した卸の割合は、《全販売先》で前回調査の3.9%から1.3%に減少（前回調査比▲2.6^{ポイント}）した。

① 行為類型別回答（存在する）

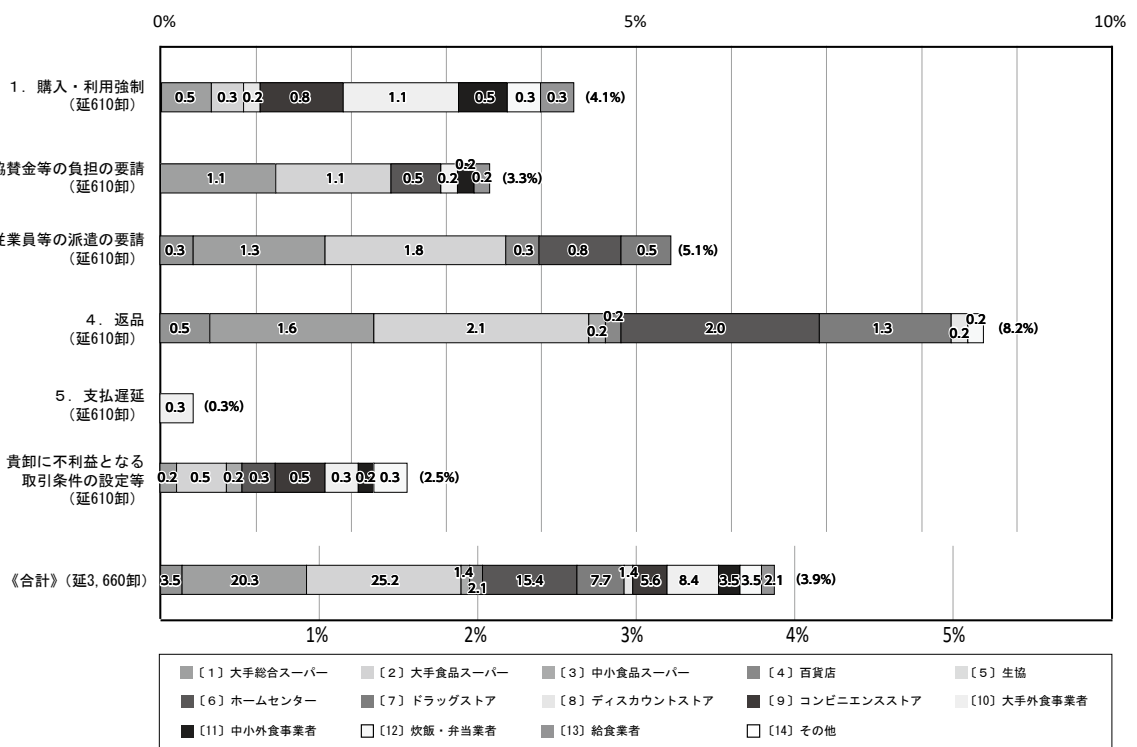
- 不公正と思われる取引が最も存在する行為類型は「4. 返品」であった。

- 「1. 購入・利用強制」は前回調査の4.1%から2.2%に減少した。
- 「2. 協賛金等の負担の要請」は前回調査の3.3%から0.7%に減少した。
- 「3. 従業員の派遣の要請」は前回調査の5.1%から1.2%に減少した。
- 「4. 返品」は前回調査の8.2%から2.9%に減少したが、不公正と思われる取引が最も多い行為類型であった。
- 「5. 支払遅延」は前回調査では0.3%であったが、今回調査では選択されなかった。
- 「6. 貴卸に不利益となる取引条件の設定等」は前回調査の2.5%から1.0%に減少した。

行為類型別回答(存在する)卸数(6年度)



行為類型別回答(存在する)卸数(5年度)

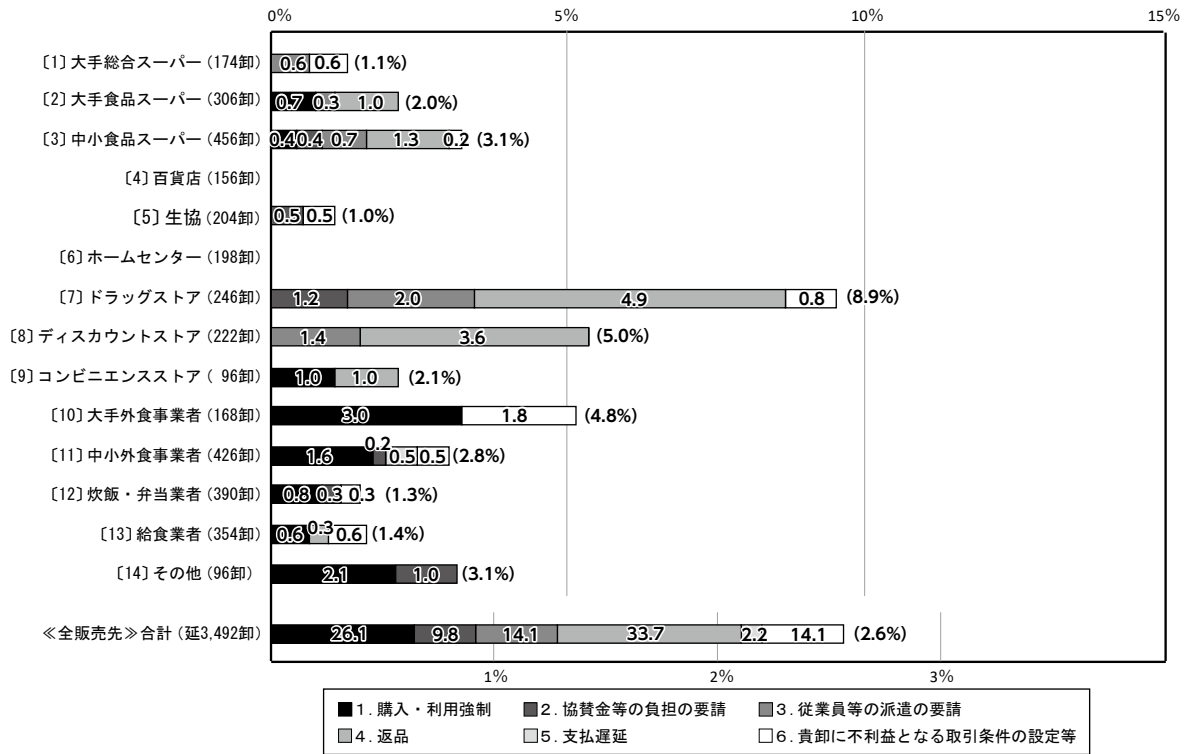


② 販売先別回答（存在する）

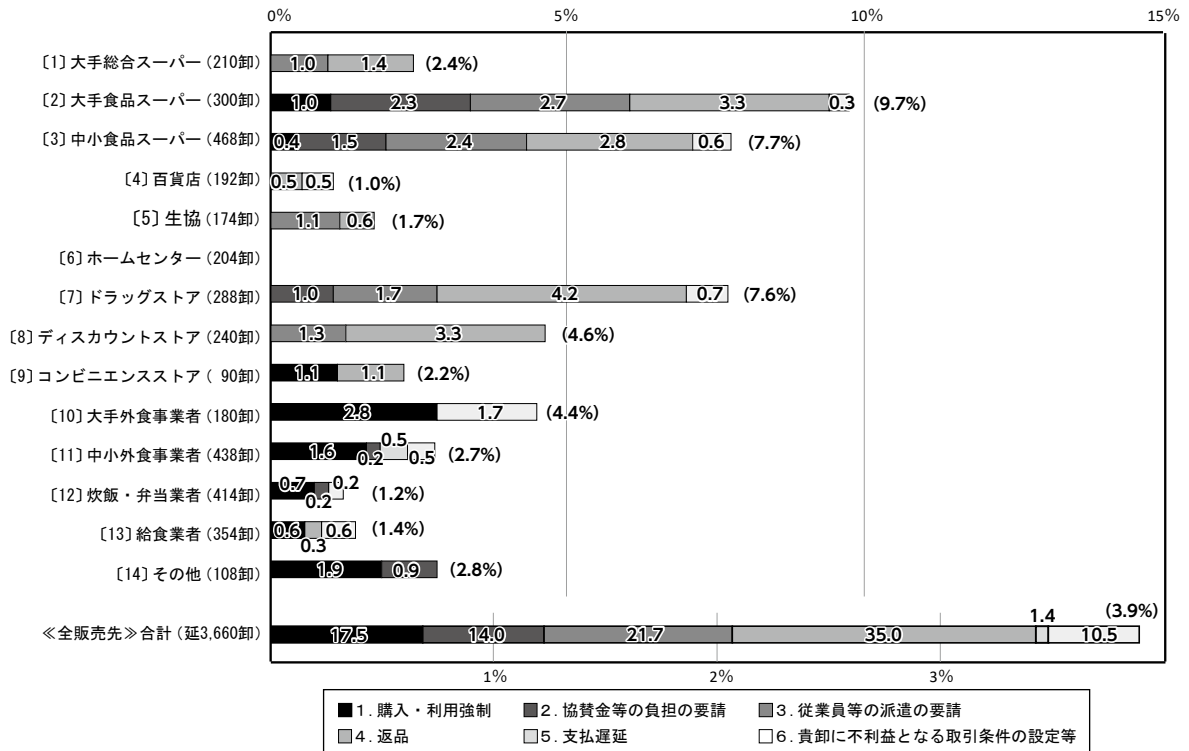
- 不公正と思われる取引が最も多く存在する販売先は、〔7〕ドラッグストアであった。

- 〔1〕大手総合スーパーは、前回調査の2.4%から1.1%に減少した。
- 〔2〕大手食品スーパーは、前回調査の9.7%から2.0%に減少した。
- 〔3〕中小食品スーパーは、前回調査の7.7%から3.1%に減少した。
- 〔4〕百貨店は、前回調査では1.0%であったが、今回調査では選択されなかった。
- 〔5〕生協は、前回調査の1.7%から1.0%に減少した。
- 〔6〕ホームセンターは、選択されなかった。
- 〔7〕ドラッグストアは、7.6%から8.9%に増加し、不公正と思われる取引が最も多く存在する販売先であった。
- 〔8〕ディスカウントストアは、前回調査の4.6%から5.0%に増加した。
- 〔9〕コンビニエンスストアは、前回調査の2.2%から2.1%に減少した。
- 〔10〕大手外食事業者は、前回調査の4.4%から4.8%に増加した。
- 〔11〕中小外食事業者は、前回調査の2.7%から2.8%に増加した。
- 〔12〕炊飯・弁当業者は、前回調査の1.2%から1.3%に増加した。
- 〔13〕給食業者は、前回調査と同じ1.4%であった。
- 〔14〕その他は、前回調査の2.8%から3.1%に増加した。

販売先別回答(存在する)卸数(6年度)



販売先別回答(存在する)卸数(5年度)



〔参考〕

不公正と思われる取引の具体的事例〔販売先別〕

〔1〕 大手総合スーパー

- 米パニックの時に原料供給を迫られた。単価変更も認められず、差額が発生した。

〔2〕 大手食品スーパー

- まずメールで案内とパンフレットが送られてきた後、電話で購入を依頼された。さらに店舗での取扱いによって破損した商品について、引き取りを求められた。

〔3〕 中小食品スーパー（具体的な事例はなかった）

〔4〕 百貨店（具体的な事例はなかった）

〔5〕 生協（具体的な事例はなかった）

〔6〕 ホームセンター（具体的な事例はなかった）

〔7〕 ドラッグストア

- 納品先の大手ドラッグストアは、年間約10件程度の新規オープン及び定期棚替があり、強制的に参加要請があるため、社員を派遣をしている。しかし、納品先の大手ドラッグストアから経費負担等は一切ない。

[8] ディスカウントストア

- 取引金額が増加し、達成リベートの話が出たが、達成しなくてもリベートが発生する形になり、実質リベートの増額になった。

[9] コンビニエンスストア

- コスト上昇に伴う費用負担の見直しを行わない。急な仕様変更が多い。

[10] 大手外食事業者（具体的事例はなかった）

[11] 中小外食事業者（具体的事例はなかった）

[12] 炊飯・弁当業者

- 20年を越えて、年末おせち、オードブルの購入を要請されている。業者毎に金額が決まっている。

[13] 給食業者（具体的事例はなかった）

[14] その他

- 昨年からの米不足を起点に米価格が上昇していく中、スーパーなどの特売の提案が減少していった為、販売先の不公正と思われる取引も減少していく流れとなっています。今後の米の状況が変わっていても、今の流れが継続される事を期待しています。

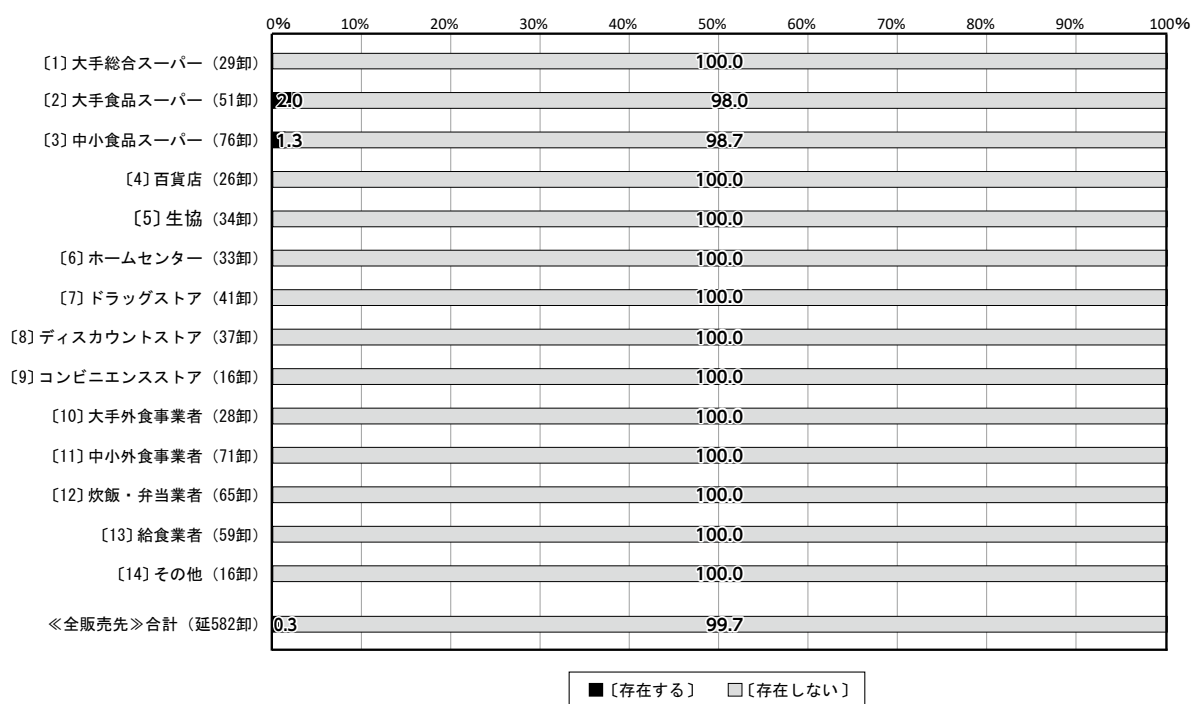
< 1. 継続して取引する相手方による（不当廉売） >

（別紙3 P132～138）

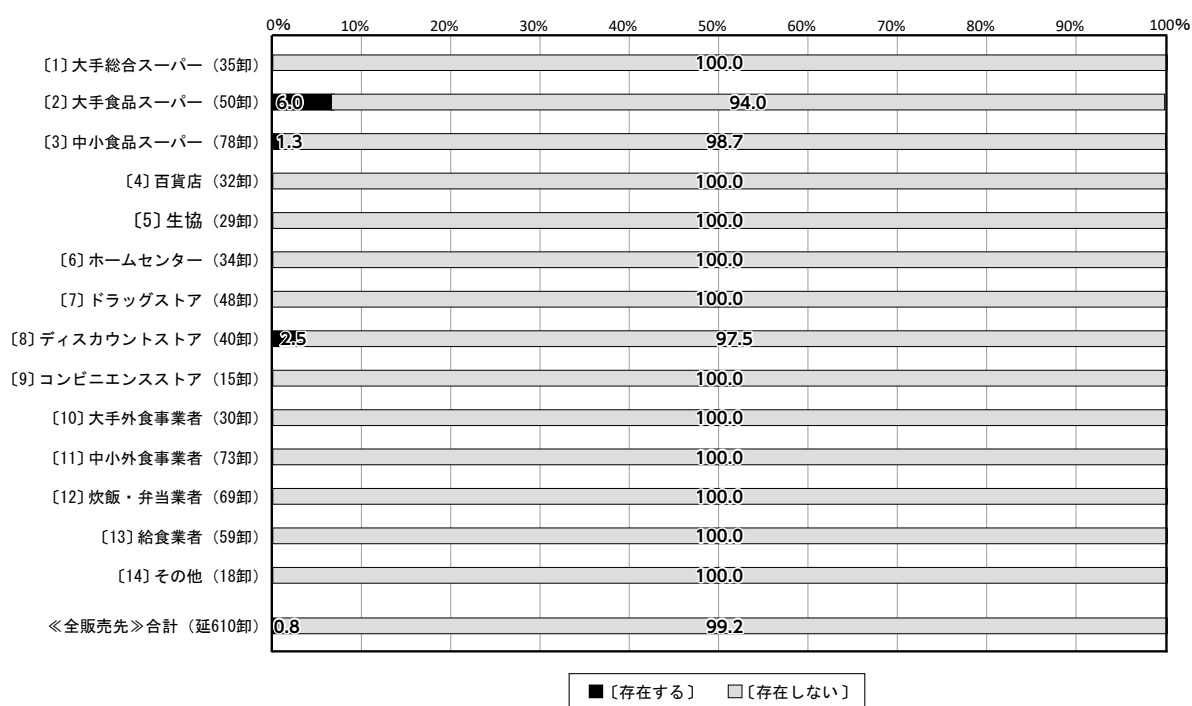
問8 現在、継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。）において正当な理由がなく仕入価格と必要経費分を下回る価格で消費者に継続して販売する「不当廉売」と思われる行為を行なう販売先が存在しますか。

- 「継続して取引する相手方による不当廉売」が「存在する」との回答は、《全販売先》で前回調査の0.8%（延5卸）から0.3%（延2卸）に減少（前回調査比▲0.5卸）した。
- 「存在する」との回答があったのは、〔2〕大手食品スーパー2.0%、〔3〕中小食品スーパー1.3%でいずれも1卸によるものであった。
- 「存在する」との回答がなかったのは、〔1〕大手総合スーパー、〔4〕百貨店、〔5〕生協、〔6〕ホームセンター、〔7〕ドラッグストア、〔8〕ディスカウントストア、〔〔9〕コンビニエンスストア、〔10〕大手外食事業者、〔11〕中小外食事業者、〔12〕炊飯・弁当業者、〔13〕給食業者、〔14〕その他であった。

問8 取引先による「不当廉売」の有無(6年度)



問8 取引先による「不当廉売」の有無(5年度)



< 2. 同業他社による (不当廉売) >

問9 現在、継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。）に対し同業他社が正当な理由がなく商品又は役務を低い対価で継続的に供給する「不当廉売」と思われる行為が存在しますか。

- 「同業他社による不当廉売」が「存在する」との回答は《全販売先》で前回調査の5.8%（延35卸）から2.4%（延15卸）で減少となった。

問9 データテーブル

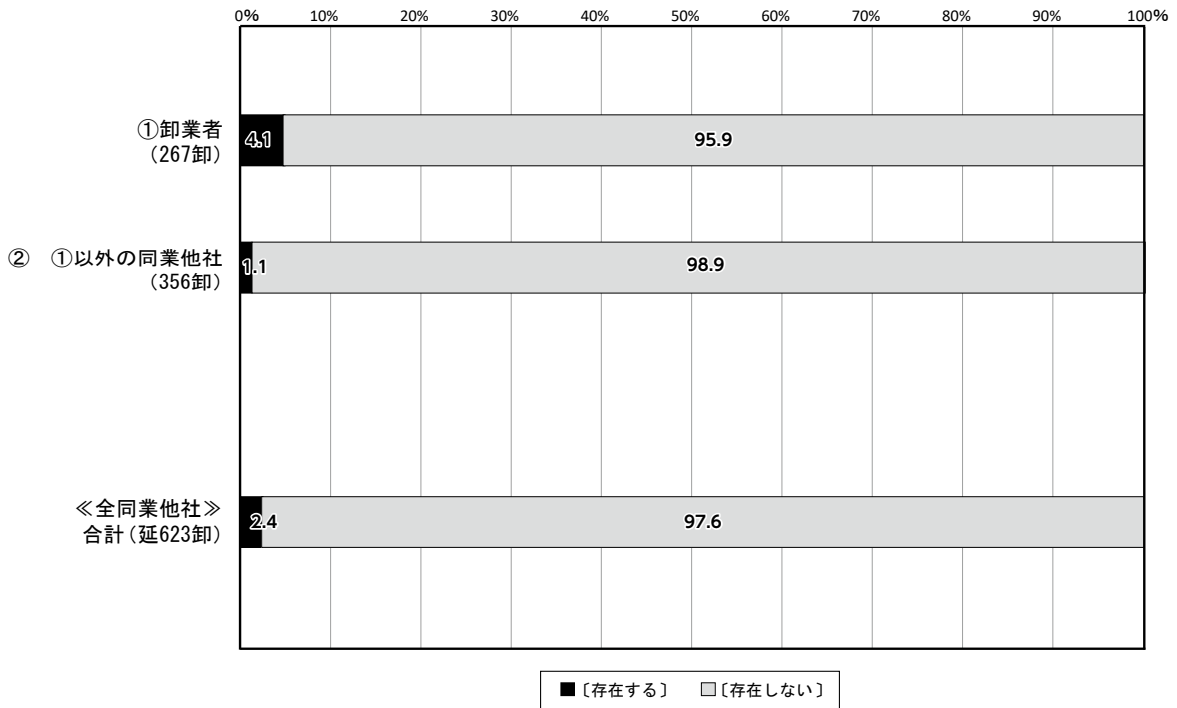
		①卸業者	② ①以外の同業他社	《全同業他社》 合計
〔存在する〕	6年度調査	11 卸 4.1 %	4 卸 1.1 %	延 15 卸 2.4 %
	5年度調査	30 卸 11.6 %	5 卸 1.5 %	延 35 卸 5.8 %
	増減	▲19 卸 ▲7.5 ㊦	▲1 卸 ▲0.3 ㊦	延▲20 卸 ▲3.4 ㊦
〔存在しない〕	6年度調査	256 卸 95.9 %	352 卸 98.9 %	延 608 卸 97.6 %
	5年度調査	228 卸 88.4 %	339 卸 98.5 %	延 567 卸 94.2 %
	増減	+28 卸 +7.5 ㊦	+13 卸 +0.3 ㊦	延 41 卸 +3.4 ㊦
取引卸数	6年度調査	267 卸	356 卸	延 623 卸
	5年度調査	258 卸	344 卸	延 602 卸
	増減	+9 卸	+12 卸	延 21 卸

注) 同業他社の区分は、以下の7区分とし、集計は、①卸売業者（〔1〕～〔3〕）、②①以外の同業他社にまとめている。

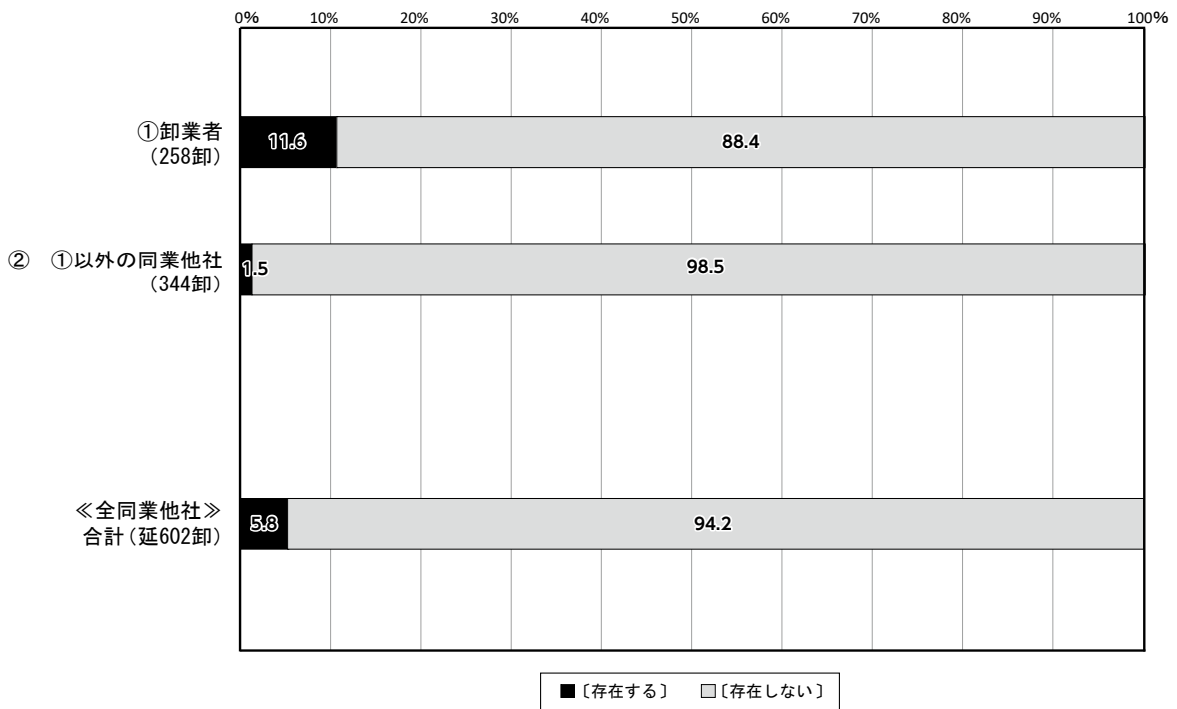
<同業他社区分>

〔1〕全米販の組合員、〔2〕パールライス、〔3〕〔1〕と〔2〕以外の販売業者、〔4〕農協、〔5〕農業法人、〔6〕商社、〔7〕その他

問9 同業他者による「不当廉売」の有無(6年度)



問9 同業他者による「不当廉売」の有無(5年度)



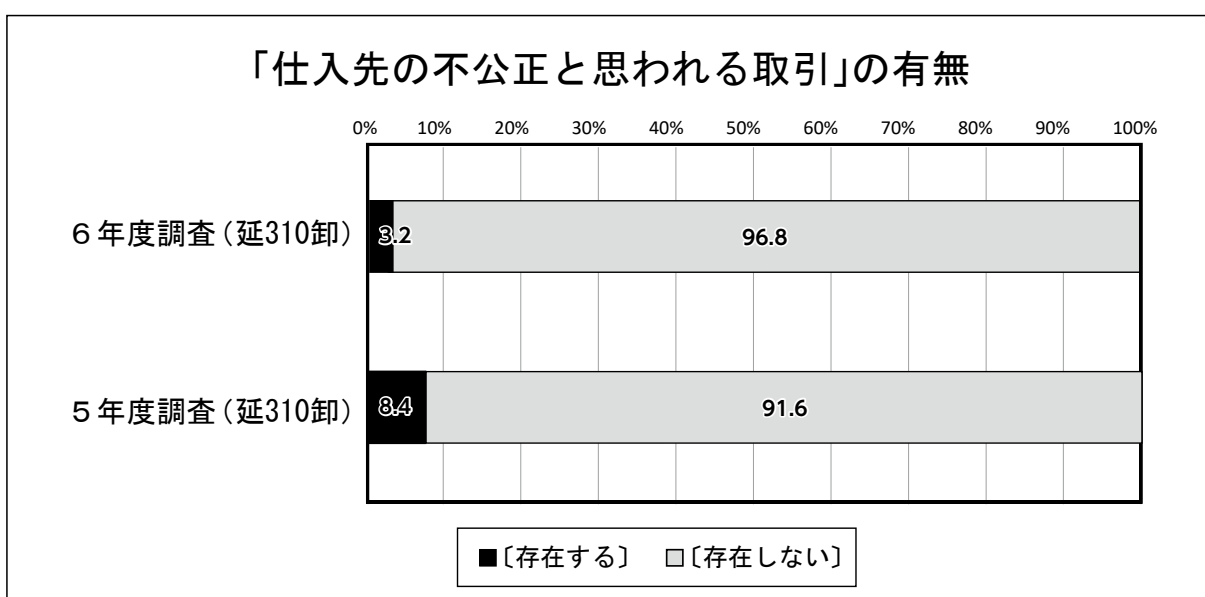
[2] 仕入編

仕入先の不公正と思われる取引について

< 1. 仕入先の不公正と思われる取引について >

問1 現在、仕入先との取引において不公正と思われる取引が存在しますか。

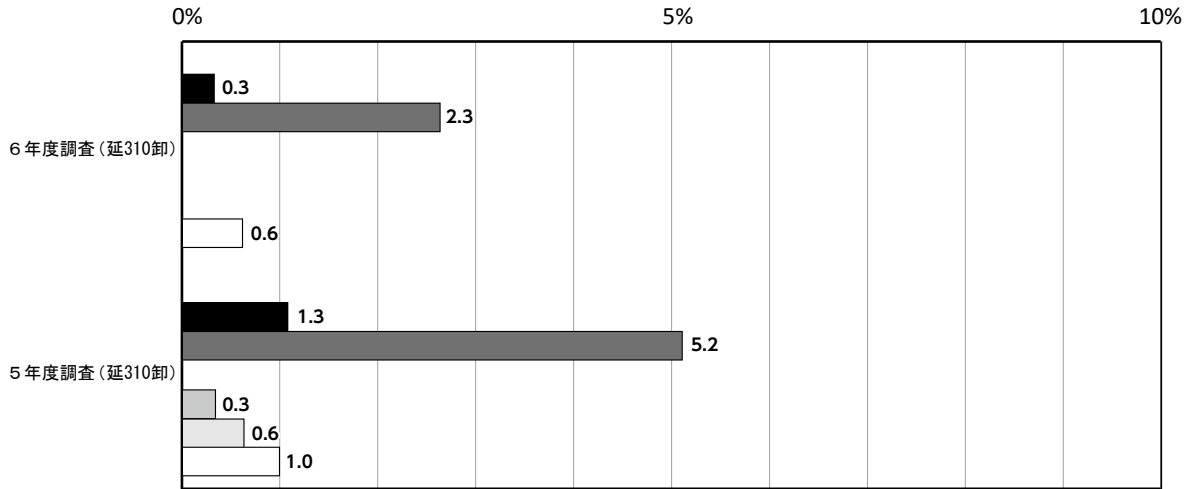
- 「仕入先の不公正と思われる取引」が「存在する」との回答は、前回調査の8.4%（延26卸）から3.2%（延10卸）に減少（前回調査比▲5.2ポイント）した。



「仕入れ先の不公正と思われる取引」の有無 データテーブル

	[存在する]	[存在しない]	取引卸数
6年度調査	延 10 卸 3.2 %	延 300 卸 96.8 %	延 310 卸
5年度調査	延 26 卸 8.4 %	延 284 卸 91.6 %	延 310 卸
増減	延▲16 卸 ▲5.2 ポイント	延+16 卸 +5.2 ポイント	延±0 卸

問 1-2 「仕入先の不公正と思われる取引」の有無



- ①仕入先のグループの販売業者に出荷することを理由に、貴卸に従来供給していた玄米等の供給を減量または停止した
- ②貴卸が、他に代わり得る仕入先を容易に見出すことができないのに、従来供給していた玄米等の供給を減量又は停止した
- ③傘下組合員に貴卸との取引を拒絶、あるいは縮小させた
- ④仕入を行うに当たり、販売先への販売価格、販売先等について制限された
- ⑤仕入を行うに当たり、他の銘柄米やその他商品、貯金、共済、保険等を一緒に購入する事を条件とされた
- ⑥その他

問 1-2 データテーブル

	①仕入先のグループの販売業者に出荷することを理由に、貴卸に従来供給していた玄米等の供給を減量又は停止した	②貴卸が、他に代わり得る仕入先を容易に見出すことができないのに、従来供給していた玄米等の供給を減量又は停止した	③傘下組合員に貴卸との取引を拒絶、あるいは縮小させた	④仕入を行うに当たり、販売先への販売価格、販売先等について制限された	⑤仕入を行うに当たり、他の銘柄米やその他商品、貯金、共済、保険等を一緒に購入する事を条件とされた	⑥その他	取引卸数
6年度調査	延 1 卸 0.3 %	延 7 卸 2.3 %	延 0 卸 0.0 %	延 0 卸 0.0 %	延 0 卸 0.0 %	延 2 卸 0.6 %	延 310 卸
5年度調査	延 4 卸 1.3 %	延 16 卸 5.2 %	延 0 卸 0.0 %	延 1 卸 0.3 %	延 2 卸 0.6 %	延 3 卸 1.0 %	延 310 卸
増減	延▲3 卸 ▲1.0 ポイ	延▲9 卸 ▲2.9 ポイ	延 0 卸 0.0 ポイ	延▲1 卸 ▲0.3 ポイ	延▲2 卸 ▲0.6 ポイ	延▲1 卸 ▲0.3 ポイ	延±0 卸

令和 6 年度 「取引実態調査」(第 19 回) 結果報告書

令和 8 年 2 月 発行

編集 全国米穀販売事業共済協同組合 業務部

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-15

TEL (03)4334-2120 FAX (03)4334-2127

本資料の全部または一部について、当組合の事前の許可なく、転載、複製、改変、配布、公衆送信その他これに類する行為を禁じます。